

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1-3
処分の種類	小児慢性特定疾病指定医の指定の取消			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法施行規則第7条の16			
処分の概要	小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けるために提出が必要な診断書を記載できる指定医の指定の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>○児童福祉法施行規則第7条の16 指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不 適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			